

## ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

### 正 誤 票

区分	位置	誤	正
本体	2	<p style="text-align: center;">：</p> <p><u>JIS C 61558-2-1</u> 変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－第 2-1 部：一般用の複巻変圧器及び複巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験</p> <p><u>JIS C 61558-2-4</u> 入力電圧 1 100 V 以下の変圧器，リアクトル，電源装置及びこれに類する装置の安全性－第 2-4 部：絶縁変圧器及び絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験</p> <p style="text-align: center;">：</p> <p><u>JIS C 61558-2-13</u> 入力電圧 1 100 V 以下の変圧器，リアクトル，電源装置及びこれに類する装置の安全性－第 2-13 部：単巻変圧器及び単巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験</p> <p style="text-align: center;">：</p>	引用規格から削除する。

区分	位置	誤	正
本体	4	<p>一般要求事項は、JIS C 8147-1 の箇条 4 (一般的要求事項) によるほか、次による。</p> <p>a) SELV 制御装置は、附属書 I の要求事項に従わなければならない。これには、一次回路と二次回路との間の絶縁抵抗、耐電圧、沿面距離及び空間距離を含む。</p> <p>b) 定電圧形又は定電流形ではない制御装置は、その制御装置が正常に動作するような電圧源又は電流源のいずれかの条件で試験する。</p> <p>c) a) 及び b) 以外の制御装置は、次の要求事項に従わなければならない。</p> <p>1) 非絶縁 (単巻) 制御装置は、JIS C 61558-2-13 及び JIS C 61558-2-16:2012 の規定による。</p> <p>2) 絶縁制御装置は、JIS C 61558-2-4 及び JIS C 61558-2-16:2012 の規定による。</p> <p>3) 分離制御装置は、JIS C 61558-2-1 及び JIS C 61558-2-16:2012 の規定による。</p> <p>d) JIS C 8159-1 の附属書 E (参考) にランプの安全動作のための“LED 制御装置設計のための情報”を提供しているが、LED モジュール用制御装置の試験時、これは規定とみなさなければならない。</p>	<p>c) を削除し、d) を c) に繰り上げる。</p> <p>一般要求事項は、JIS C 8147-1 の箇条 4 (一般的要求事項) によるほか、次による。</p> <p>a) SELV 制御装置は、附属書 I の要求事項に従わなければならない。これには、一次回路と二次回路との間の絶縁抵抗、耐電圧、沿面距離及び空間距離を含む。</p> <p>b) 定電圧形又は定電流形ではない制御装置は、その制御装置が正常に動作するような電圧源又は電流源のいずれかの条件で試験する。</p> <p>c) JIS C 8159-1 の附属書 E (参考) にランプの安全動作のための“LED 制御装置設計のための情報”を提供しているが、LED モジュール用制御装置の試験時、これは規定とみなさなければならない。</p>
附属書 JD	(I) の箇条番号及び題名の 4 一般要求事項の (IV) の技術的差異の内容の欄	<p>・非絶縁 (単巻) 制御装置、絶縁制御装置及び分離制御装置の一般要求事項を規定した。</p>	削除